



# 向島法人会だより

436

P2 第12回  
通常総会次第(案)

P3 令和5年度  
向島法人会事業計画

P4 令和5年度  
税制改正大綱  
— 法人会の税制改正提言 —



中小企業向けの  
軽減税率や投資促進税制、  
経営強化税制の2年延長、  
インボイス制度における各種特例措置 など

P6 都税事務所だより  
5月は自動車税種別割の納期です

P7 税務署だより  
国税職員採用募集

P8 第20回 墨東企談

有限会社 片山商店 レストラン カタヤマ

「美味しいステーキに  
こだわって、  
働き続けたい。」



代表取締役 片山 幸治さん

向島法人会  
だより  
特別  
クーポン  
詳しくは中面を  
ご覧ください。

P10  
税務連絡協議会  
賀詞交歓会



ランチ  
クルーズ



キッズダンス



P11  
向島法人会女性部  
和菓子作り  
体験教室



バス見学  
研修会



## 従業員の退職金準備は

# 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会 財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



一筆啓上

コロナ禍により、これまで多くの企業や法人が大きな影響を受け、今まで以上に団結力や協力が求められています。

世間ではオンラインでのコミュニケーションが盛んになっていることもあり、より多くの人と簡単につながる事が可能です。

このような時代背景を前向きに捉え、コロナ後にはリアルなイベントや交流の開催に繋げていきたいと思っています。

今後も法人会での交流を通じて、様々な可能性を探求していきたいと思っています。

八広第3支部 小出昭



# 令和5年度 向島法人会事業計画

向島法人会は全法連の定める理念に則して、全国の法人会と連携しながら、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及、納税意識の高揚等、税の活動を中心に企業の発展を支援する為の活動を行っています。向島法人会は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の積極的な開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育、更には企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

新型コロナウイルスの影響も軽微となってきたことから、各種事業開催に伴う会員増強に力を入れ、なお一層「無理なく、無駄なく」のスローガンのもと楽しい会活動を展開してまいりますので今後ともご協力をお願いします。

## 1 事業の活性化

- 税に関する事業活動の強化
- 交流事業の積極的な促進
- 会員増強と経営者大型保障制度加入勧奨運動の強化
- 広報活動の強化

## 2 財政の再建

- 経費削減
- 各事業を見直し、収支バランスを考えた実費負担
- 借入金の縮小

令和5年度事業計画は次のとおりです。

### 公益目的事業 1 1. 税知識の普及活動

- (1) 新設法人説明会・決算法人説明会の開催
- (2) 税務懇談会の開催（支部・ブロック・部会）
- (3) 税法・源泉部会研究会
- (4) 租税教室の開催

### 2. 納税意識の高揚活動

- (1) 「税を考える週間」くらしと税金展・納税表彰・記念講演会
- (2) 広報誌による税情報の発信
- (3) 税に関する絵はがきコンクール
- (4) ホームページによる税情報の発信

### 3. 税制税務の調査研究と提言

- (1) 提言の取り纏め活動と提言要請活動
- (2) 税務行政での定期的協議
- (3) 全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラム

### 公益目的事業 2 2. 企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記会計講座の開催
- (2) 中小企業会計セミナー
- (3) 自主点検チェックシートの活用推進
- (4) 経済講演会の開催

### 公益目的事業 3 3. 地域社会への貢献活動

- (1) チャリティ・クリスマスの開催
- (2) 東日本大震災復興支援活動
- (3) 地球温暖化対策報告書の提出推進活動
- (4) 地域交流イベントとボランティア活動

## 収益事業

### 公益事業等を推進補完する事業

- (1) 簡易保険団体払込制度
- (2) 賃貸事業・貸し会議室
- (3) 受託事業（間税会・優申会）

## 会員の交流に資する事業

- (1) 賀詞交歓会の開催
- (2) 移動研修会（バス見学研修会）の開催
- (3) ボウリング大会の開催
- (4) チャリティ・ゴルフ大会の開催
- (5) ビーチボールバレー大会の開催
- (6) 防災講習会の開催

## 会員の福利厚生に資する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進事業
- (2) 経営保全プランの普及推進事業
- (3) がん保険制度の普及推進事業
- (4) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進事業
- (5) 人間ドック
- (6) その他福利厚生に資する事業

## 法人会の目的達成のための事業

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 委員会・支部長会ほか役員会の開催
- (4) 上部機関の諸会議への出席
- (5) その他事業に必要な施策事項の検討
- (6) 組織強化、会員増強運動

## 第12回

# 通常総会次第(案)

**開催日** 令和5年6月6日(火) 15時00分

**場所** 東京東信用金庫 本店 8階大会議室

**受付** 14時30分

## 次第

### 第一部 審議事項

15時00分～16時30分

#### 表彰(大型保障) 表彰伝達

- 1 定足数報告
- 2 開会の辞
- 3 会長式辞
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議事
  - 第1号議案  
令和4年度  
事業報告承認の件
  - 第2号議案  
令和4年度  
決算報告及び監査報告承認の件  
(報告事項)  
(1) 令和5年度 事業計画報告の件  
(2) 令和5年度 予算書報告の件
  - 第3号議案  
任期満了に伴う役員改選の件
- 7 来賓祝辞
- 8 会長挨拶
- 9 閉会の辞

#### 【臨時理事会】

16時40分～16時50分

場所 東京東信用金庫 本店 2階会議室

### 第二部 報告・祝辞

17時00分～18時30分

- 1 臨時理事会報告
- 2 開会挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 来賓紹介
- 5 来賓祝辞
- 6 祝電披露
- 7 乾杯
- 8 祝宴
- 9 閉会挨拶
- 10 木遣り

# 令和5年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

## 中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっております。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### (1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来は払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業 1億円以上 中小企業 1千万円以上 海外企業 5億円以上	5億円以上 海外企業は 対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

#### (2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかると、税額控除制度については、下限を2%から1%に引き上げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究

率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。2023年4月以後の贈与について適用されます。

### 所得税関係

#### (1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から 恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠 1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠 120万円 成長投資枠 240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

#### (2) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適

費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から1%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額が含まれません。2025年から適用されます。

#### (3) エンジエル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

#### (4) 特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

#### (5) ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

### 消費税関係

#### (1) 売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

#### (2) 1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高

中小企業等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

#### (4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

#### (5) 中小企業者等が特定経営力向上設備を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マニングを委託している場合などを除外して2年間延長されます。

### 相続税・贈与税関係

#### (1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来は基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の

5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

#### (3) 適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

#### (4) 登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末日までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなりります。

### 国際課税

#### (1) グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

#### (2) 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

#### (3) 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

### 納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税

課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産については、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。2024年分の贈与から適用されます。

#### (2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

#### (3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与が課されるとときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国人の保育士資格を有する者の人配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。2023年4月以後の教育資金について適用されます。

#### (4) 結婚子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等においては、贈与税が課されるときは、一般税

の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国債に適用されます。②スキヤク保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国債関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録の出力書面については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

### 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4.4.5%の付加税を課することとされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課することとし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS 税理士法人

税理士 飯田 聡郎

TEL 03-5363-5958

FAX 03-5363-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会



# 国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員  
試験(採用NAVI)



◆ 採用関係  
お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



各試験区分	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※2022年度の実施状況
受験資格	1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	2022(令和4)年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水)[受信有効]	令和4年7月25日(月)9時～8月15日(月)[受信有効]
1次試験	令和5年9月3日(日)	令和4年10月2日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和4年11月5日(土)、6日(日)、12日(土)又は13日(日)で指定する1日 人物試験
3次試験		令和4年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和5年11月14日(火)	令和4年12月22日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、2022年度の実施状況を記載しています。2023年度の試験概要については、令和5年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。



# 都税事務所だより

## 5月は自動車税種別割の納期です

令和5年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(月)に発送します。  
5月31日(水)までにお納めください。

<ご利用になれる主な納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

**都税の納付はキャッシュレスがおすすり！！**



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。詳細は主税局HPをご覧ください。



他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)  
車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

納税の猶予に関するご相談は、所管の都税事務所・支庁までご連絡ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066(平日9時～17時)

主税局HP  
都税の支払い方法



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したものの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【問合せ先】

固定資産税・都市計画税/納税について: 墨田都税事務所 電話 03-3625-5061  
〒130-8608 墨田区業平1-7-4



# 墨田企業談

## 有限会社 片山商店 レストラン カタヤマ

地元で「ステーキを食べる」といえば、「レストラン カタヤマ」という墨田っ子の皆さんも多いのでは？  
今回は、レストランカタヤマ創業40年を目の前にした片山幸治代表に、お店や墨田のまちへの思いについてお話を伺いました。

### 「美味しいステーキにこだわって、働き続けたい。」



有限会社 片山商店 **片山 幸治さん**  
代表取締役

有限会社片山商店 代表取締役。経営する「レストラン カタヤマ」はメディアに取り上げられること多数。2015年にはミシュランガイドでビブグルマンに選定される。

まずはグラスステーキとマルキンをご賞味ください。

大変長い歴史のあるお店ですが、幸治さんは何代目ですか？

4代目です。私の曾祖父の代から墨田区で商店をやつてまして、父の代でレストランカタヤマを開業しました。私の子供の頃はレストランカタヤマとラーメン店を営んでおり、私もお店の上に住んでいたのが、よく父の働きぶりをみていました。父が1975年にレストランカタヤマを業態転換し、そこからはステーキや洋食一筋でやっています。

私は大学を卒業して1年くらいしてから入社し、30年以上お店に立ち続けています。



取材させていただいた日も、たくさんのお客様が次から次へとご来店されていました。

お店のおすすめのメニューを教えてください。

グラスステーキ定食は、リーズナブルなうえに美味しいのでおすすめです。「グラスフェッド」という牧草だけで育てられたオーガニックなステーキを使っています。



特撰ステーキ。ぜひ食べてみたいですね。

昔は「牧草だけで育った」というと、硬くて青臭いイメージがあったのですが、二度調理してみると想像していたよりも美味しく、これはお客様にも喜んでいただけると思い、お店に出すようになりました。それからは看板メニューの一つになっています。

あとは黒毛和牛を使ったマルキンステーキ定食もおすすめです。品質の良い和牛を目利きして選び抜いてお出ししているので、たまに贅沢をしたい日には是非、召し上がっていただきたいですね。

鉄板の上に乗っているものは、全て美味しく食べていただく。

お肉の目利きや調理される上で、こだわっていらっしゃることは、なんでしょうか？

墨田区は高速道路でいろんなエリアと繋がっていますし、公共交通機関も便利でどこへでも行けるし、どこからでも来やすい場所だと感じています。観光資源も豊富ですし、良いお店もたくさんある。住んでいる人、働いている人が自信を持っていて、とても良いまちだと思っています。

墨田区でお店をやる者としては、もっと商売や事業をやられている方との横のつながりを強めて墨田のまちを盛り上げるような動きができれば良いなと感じています。

そういう意味では、ぜひ法人会の集まりに顔を出していただければ、繋がりを強めていただければ幸いです。

6月に行われる総会でしたら、たくさんの方の方とつながっていただけたらと思います。

そうなんですね。実は法人会には入会しているものの、これまであまり接点がなかったので、今後繋がりを作りたいと思います。是非顔を出した際にはいろんな方をご紹介いただければ嬉しいです。

まずは、お客様に「きちんとした」「美味しいもの」を食べていただきたいという思いがあります。

例えば、お肉の選び方に関して言えば、以前は「前沢牛」といった銘柄牛を選んでいましたが、過去に食品偽装の問題があり、そこからは銘柄牛だけにこだわらず、質の良いものを目利きし選んでいます。

海外産の牛肉に関しては、加工時の衛生面で安心なオーガニックにこだわっています。

他には、「鉄板の上に乗っているものは全て美味しく食べていただく」という点です。

脂身がついていると、脂身を残すお客様が多いです。それではお支払いいただく料金を、十分に味わっていただけない。だから、当店は脂身とスジを取り除いています。

メインの肉はもちろん、それ以外の鉄板に乗っているものも全て美味しく食べていただけるようにするという思いで提供しています。



お肉だけでなく、カキや洋食も。昔ながらの味が人気です。

「いつまでも働ける」という喜びを感じています。

お仕事を続けてきて「良かった」と感じられるのは、どんな時でしょうか？

私は元々成り行きでお店を継いだみたいところがありません(笑)。大学生の時は法律の勉強をしていましたし、自分が将来飲食店をやりたいと思ったことが子供の頃はあまりなかったんです。だから、若い頃は大変だなと感じ

ることの方が正直多かったと思います。ですが、今ようやく続けてきて良かったと思えるようになってきました。

なりまして…。

自営業はいつまでも学び続けることができ、自分が元気であれば社員やパート・アルバイトの全ての従業員に協力してもらいながら、いつまでも現役でいられる。自分で辞めると決めない限りは続けられます。会社勤めだと「定年」というものがありますから…。

「いつまでも仕事を続けられるぞ」という喜びを実感することが最近増えました。

幸治さんの代になつてから、新しく挑戦されたことはありますか？

どちらかというと、父から引き継いだものをより良くブラッシュアップするということが多いのですが、新しく挑戦したことというと、錦糸町パルコのフードコートにテナントを出店したこと。父は、レストラン、ラーメン店の多店舗経営をしていますが、私は出店経験がなかったので、出店という経験をしな

ければ次のステップに繋がらないと思っていました。ただ、なかなか働いてくれる人が集まらなかったり、良い物件が見つからず、踏ん切りがつきませんでした。そんな時に、「パルコ」様から、新しいコンセプトのフードコートを作りたいというお話があり、出店の機会を得ることができました。パルコ店では、本店ではやっていないハヤシライスメニューに加えるなどの工夫もしています。

横のつながりを強めて、墨田のまちを盛り上げたい。

墨田のこれらに向けて何か一言お願いします。

〈キトリ〉

向島法人会だより 特別クーポン!  
券1枚につき ソフトドリンク **1杯無料**  
有効期限 2023年6月30日まで

●このクーポンをご持参の方のみ有効です。  
●お一人様1回限りとさせていただきます。  
●片山社長のご厚意で発行していただいているクーポンです。ルールを守ってご利用ください。

有限会社 片山商店  
レストラン カタヤマ  
〒131-0032 東京都墨田区東向島4-2-6  
電話 03-3610-1500

〈キトリ〉



## 税務連絡協議会 賀詞交歓会

令和5年1月6日(金)午後5時より、税務連絡協議会主催による賀詞交歓会が曳舟文化センターにおいて開催されました。  
今年もコロナ感染症の影響で懇親会は中止となり、ご来賓の皆様による新年挨拶の後、向島税務署田中署長による「適正・公平な税務行政の推進」と題した講話を拝聴しました。  
当日は100名を超える出席者があり、相変わらずコロナ感染症が続く中ですが、今年が良一年となることを祈念して最後は恒例の木遣りで締めとなり、新年の門出を祝しました。



## ランチクルーズ

1月17日(火)屋形船ランチクルーズが女性部主催にて開催されました。荒川八広山田屋橋から乗船して12時30分より出港です。  
当日は肌寒さはありませんでしたが、船の中はとても暖かく、椅子席なので快適でした。諸先輩方々から、新しい会員の方達、事務局と、総勢20名の乗船です。  
隅田水門を通り、隅田川へ。船は吾妻橋まで進みました。  
そのころには、揚げたての天ぷらが次々に皿へと。周りの景色を眺めながら賑やかに歓談し、そしてお食事を楽しまました。少しお腹も落ち着いたころ、皆さんの自己紹介へと進みました。どんなお仕事を経営されているのか、会社のPRも含め紹介がありました。



女性部会  
上野 美智子

## 向島法人会女性部 和菓子作り体験教室

一般社団法人墨田区観光協会様にお世話いただき、和菓子の埼玉屋小梅様監修のもと、令和5年3月14日、女性部和菓子作り体験教室を参加者20名で開きました。  
起源は奈良時代と長い歴史の中で培われてきた多彩な製菓技法を用いて、四季の移ろい花鳥風月を表現した上菓子を、職人さんが丁寧に教えてくださいました。

何色かの餡を手に取り参加者の皆様は真剣なまなざしで一つつ取り組んでいらっしゃいました。

桜、菊が二点、葉、と四点の上菓子が出来ました。出来た菓子は職人さんのそれとはちょっと違って個性的で楽しい作品に仕上がりました。

皆さん楽しくこやかに和気あいあいとなさっていても楽しい教室になり、昨今洋菓子が主流ですが、春真只中、五感の総合芸術とも呼ばれる繊細な上菓子を通じて移ろいゆく四季を感じ取れたのではないのでしょうか。



女性部会  
安藤 圭子

## バス見学研修会

令和5年2月。寒い2月の第2週17日金曜日、8時に集合し、バス研修に向かいました。

この日は晴天、暖かな一日でした。15回のモーニングコールを受けた人も間に合い無事出発。多くの差し入れをいただきました。

税金クイズを早々に行い一路房総へ向かいました。16名参加、男性3名女性13名のにぎやかな研修となりました。

お買い物は①はちみつ工場見学 ②道の駅で地元海産物、農産物 ③イチゴ農園で収穫と用意されました。

イチゴ農園ではお土産イチゴが品切れ、まさにその場で摘みたてパックを作っていたいただきました。金谷の「ザフィッシュ」でお魚料理、皆おいしくいただきました。富士自動車さんのスムーズな運びで予定より早く帰京できました。

楽しい研修旅行ありがとうございました。ありがとうございました。



内田 淳

## キッズダンス

令和5年4月2日(日)隅田公園そよ風広場に於いて「春のそよかせ つながるフェス」が開催され、向島法人会会員のダンススクールが向島法人会主催としてキッズダンスを披露しました。  
当日は100人以上のキッズが出演し、そのご家族も含めて大勢の方が観覧され、区長も飛び入りで応援に駆けつけてくださり、大変盛況なイベントとなりました。  
当日お手伝いいただいた、役員、青年部、女性部の方々大変お疲れさまでした。



40th 法人会がん保険制度は制度発足40周年を迎えました。この間、お支払いしたがん保険の給付金・保険金はおよそ4,163億円<sup>(※1)</sup>。これからも会員企業とご家族の皆様にご安心をお届けしてまいります。  
(※1 2022年12月現在)

法人会福利厚生制度の  
メリットをご存じですか？

例えば、40歳の時に  
ご契約したスーパーがん保険<sup>(※3)</sup>を  
この機会に集団扱にすると<sup>(※4)</sup>...

個別扱  
月払  
4,780円

変更すると...  
集団扱へ

保障はそのまま  
集団扱  
月払  
4,480円  
月々300円割安!

年間では3,600円もお得!

2022年12月現在

集団扱への  
変更は  
早い方がお得!

お手続きは簡単です!

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※3)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、右記まで  
お問い合わせください!

Affac アフラック 東京総合支社

法人会用フリーダイヤル  
0120-876-505